１－３　高等学校教育の改善・充実

・　高等学校において，高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため，生徒の学習の到達度を把握するための新たなテストの導入に向けた取組を進めるとともに，教科・科目の特性を踏まえつつ，技能検定の活用等を促進し，客観的な把握に基づく評価の充実を図る。

・　さらに，高等学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を多面的に評価する手法について調査研究を進める。

１－４　復興に向けた教育の推進

・　東日本大震災の教訓を踏まえ，被災地の復興とともに，我が国全体が希望を持って未来に向け前進するための教育を「復興教育」と位置付け，被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や教育プログラム作成を支援することにより，社会を生き抜く力の育成に向けた新たな教育のモデルを開発・普及する。

・　東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ，児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する正しい理解を促進するために必要な取組を推進する。

１－５　社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
（基本施策１３－１に後掲）

基本施策２　豊かな心の育成

【基本的考え方】

○　子どもたちの豊かな情操や規範意識，自他の生命の尊重，自尊感情，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，公共の精神，主体的に判断し，適切に行動する力などを育むため，道徳教育や人権教育を推進するとともに，体験活動や読書活動，生徒指導，青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

【主な取組】

２－１　道徳教育の推進

・　「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り，道徳的な心情，判断力，実践意欲と態度などの道徳性を養うため，「心のノート」をさらに充実させ，全小・中学生に配布するとともに，道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や教員の指導力の向上への取組，魅力的な教材の開発や活用など，児童生徒の発達段階や学校・地域の実情に即した多様な取組に対する支援を行う。こうした取組の成果も踏まえつつ，道徳をその特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化することについて具体的な検討を行う。

２－２　人権教育等の推進

・　学校における人権教育の指導方法等に関する調査研究とその成果の普及，実践事例の収集・公開等により，教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。

さらに，学校・家庭・地域の連携により，社会参画意識や公共の精神など主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組を推進する。

２－３　生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

・　小・中・高等学校の継続性を保ちつつ，関係機関等と連携を図りながら，全校体制で一人一人の児童生徒の健全な成長，自ら現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指した各学校における教育活動を促進する。

・　教育相談を必要とする全ての小・中学生が適切な教育相談等を受けることができるよう，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに，各学校や市町村等における不登校の子ども等の教育機会の確保や児童生徒の自殺防止に向けた取組を支援する。

２－４　いじめ，暴力行為等の問題への取組の徹底

・　いじめは決して許されないことであるが，現実的には「どの子どもにも，どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し，定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける等，各学校及び教育委員会における，いじめの実態把握のための取組を促進するとともに，いじめの問題に関する認識を深め，人権感覚を涵養し，早期発見や適切に対応できる能力を向上するため，いじめの問題に関する教職員への研修等の充実を図る。

・　いじめや暴力行為等を未然に防止するため，道徳教育・人権教育・体験活動等の推進，非行防止教室の開催などの取組を促進する。

・　問題行動等を起こす児童生徒については，出席停止や懲戒等の措置も含め毅然（きぜん）とした指導を促し，いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進するとともに，安心できる教育現場とするため，問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど，学校・教育委員会と警察を含む関係機関との連携・協力を促進する。さらに，社会全体で子どもを見守り育むため，学校・家庭・地域の連携により，いじめの問題など，学校や地域が抱える課題を共有し地域ぐるみで取り組めるような体制の構築を推進する。また，いじめの防止対策に関する法制化を推進する。

・　なお，体罰は学校教育法で禁止されており，いかなる場合も許されるものではない。体罰のない，児童生徒理解の内面に迫る生徒指導が行われるよう，全ての教職員に体罰禁止を徹底する。

２－５　学校における体験活動及び読書活動の充実

・　生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ，社会性，規範意識などを育てるため，学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に，関係府省が連携して取り組む。また，豊かな情操等を育む読書に子どもたちが親しむよう，全校一斉の読書活動など子どもの読書活動を推進する。

２－６　伝統・文化等に関する教育の推進

・　我が国や郷土の伝統・文化を受け止め，それを継承・発展させるための教育を推進する。また，小・中学校等と博物館や劇場，音楽堂等，文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに，子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。さらに，我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。

・　宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。